

滞納処分を強化しています —税負担の公平性維持のために—

市 税 等
収納向上対策

納税は国民の義務であり、右記のとおり納期内に納付している大多数の市民の皆様との公平性を保つため、滞納に対しては毅然たる態度と使命感を持って臨んでいます。

市税等の滞納が解消しない場合は、下記のように差押等の滞納処分を行います。

市税
収納率

現年分…**99.55%** (前年度99.43%)
県内5位／38市

滞繰分…**42.22%** (前年度30.57%)
県内4位／38市

*現年分…当該年度に課税された新たな税金

*滞繰分…現年分を除き累積されている税金

滞納処分の一例 ※28年度上半期実績の中から一部を抜粋

給 与

毎月の給与や賞与から法律で定められた額を差押え、滞納税に充当します。滞納税が完納されるまで継続します。



差押件数
19件

預 貯 金

普通預金、定期預金等を差押え、滞納税に充当します。



差押件数
550件

不 動 産

土地・家屋等を差押え、登記完了後、抵当権者（金融機関等）へ通知します。その後、必要に応じて公売を行います。



差押件数
4件

生 命 保 険

養老保険、終身保険等を差押えた後に強制解約します。その後解約返戻金を滞納税へ充当します。



差押件数
6件



搜索の様子



自動車差押の様子(タイヤロック)

写真(上)は26年1月公売実施の車両

市税を納期限までに納付できない場合は速やかに納付計画を提示してください

【問合わせ】収納課(1階⑥番窓口) ☎84-0624/84-0625

